

Z-73-D 【第一問】 解 答

問 1 (1)

内国法人である普通法人又は協同組合等 (②◎) のうち、次のいずれにも該当しない法人である。
(1) <u>清算中の法人</u> (①○)
(2) 普通法人 (外国法人を除く。) 又は協同組合等との間にその普通法人又は協同組合等による完全支配関係がある法人 (①△)
(3) <u>その他一定の法人</u> (①△)

問 1 (2)①

(法的な理由) 通算子法人となるためには、内国法人である親法人との間にその <u>親法人による完全支配関係</u> (外国法人が介在しない一定の関係に限る。) <u>がある内国法人</u> (①◎) のうち一定の法人を除く。
(あてはめ及び結論) 当該法人は外国法人にその発行済株式の一部を保有されているため、内国法人である親法人との間にその <u>親法人による完全支配関係がない</u> (①◎) か又は外国法人が介在している。
したがって、 <u>通算子法人となることはできない</u> (①◎)。

問 1 (2)②

(法的な理由) 通算子法人となるためには、内国法人である親法人との間にその <u>親法人による完全支配関係</u> (外国法人が介在しない一定の関係に限る。) <u>がある内国法人</u> (①◎) のうち一定の法人を除く。
(あてはめ及び結論) 当該法人は一般財団法人であるため、 <u>株式を発行する法人には該当しない</u> (①○)。
したがって、株式等の発行を通じて親法人との間に完全支配関係があるということにはならず、 <u>通算子法人となることができない</u> (①◎)。

問 1 (3)

[illegible]

問 1 (4)

[illegible]

問 1 (4) (続き)

[illegible]

問 2

(法的な理由)
1. 対象純支払利子等に係る課税の特例 (損金不算入②〇、その他①×)
法人の各事業年度において、その法人の対象純<u>支払利子等の額</u>がその法人の<u>その事業年度の調整所得金額の20%相当額を超える</u>場合には、その<u>超える部分の金額に相当する金額は、その事業年度の損金の額に算入しない</u>。なお、対象純支払利子等の額とは、その事業年度の対象支払利子等合計額からその事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額をいう。
(あてはめ)
① 対象純支払利子等の額
X社には利子等の受取の基因となる貸付金等はないため、<u>控除対象受取利子等合計額の金額はない(①Δ)</u>。また、X社が当期において外国法人Z社に対して支払う次の借入金の利子が、対象純支払利子等の額に該当する。
$(500,000,000 \text{ 円} + 700,000,000 \text{ 円}) \times 2\% = \underline{24,000,000 \text{ 円}} \quad \text{②〇}$
② X社の当期における調整所得金額の20%相当額
$100,000,000 \text{ 円} \times 20\% = \underline{20,000,000 \text{ 円}} \quad \text{②Δ}$

問 3

(法的な理由)
1. 損金の額のうちその事業年度の損失の額 ①◎
その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るものの額とする。
2. 個別貸倒引当金
(1) 損金算入 ②◎
(3)に掲げる内国法人が、個別評価金銭債権の損失の見込額として、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、繰入限度額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。
(2) 繰入限度額 ②◎
債務者について生じた更生計画認可の決定等の事由に基づいて弁済を猶予され、又は賦払弁済されること …その金銭債権の額のうちその事由が生じた事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日まで
に弁済される金額以外の金額
(3) 適用法人 ①◎
その事業年度終了時において普通法人のうち、資本金の額が1億円以下であるもの（期末において大法人による完全支配関係がある普通法人等を除く。）に該当する内国法人は貸倒引当金の適用がある。
(あてはめ及びA社の税務上の処理)
1. 個別貸倒引当金
まず、A社の資本金の額は100,000,000円であり、かつ、個人である代表者が全額出資しているため、上記(3)の適用法人に該当する。次に、B社は、当期に更生計画の認可決定があり、A社がB社に対して有する金銭債権の額200,000,000円のうち20%が賦払弁済されるため、次の金額が繰入限度額となる。
$200,000,000 \text{ 円} \times 20\% - 200,000,000 \text{ 円} \times 20\% \times (5 \text{ 回} / 10 \text{ 回}) = 20,000,000 \text{ 円}$
したがって、 <u>A社は繰入限度額である20,000,000円を損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れること</u> で、当期の <u>損金の額に算入する</u> (②◎)。
2. 貸倒損失
A社がB社に対して有する金銭債権の額のうち <u>切り捨てられることとなった160,000,000円は、法的な貸倒れとしての貸倒損失に該当するため、その事業年度の損失の額に該当する</u> 。したがって、その金額をその事業年度の <u>損金の額に算入すべき金額とする</u> (②◎)。

Z-73-D 【第二問】 解 答

問 1

【資料 1】(1)及び(2)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
損金経理納税充当金 ①◎ 90,000 (加算・留保) 損金経理法人税等 ①◎ 3,988,200 (加算・留保) 損金経理住民税 ①◎ 343,000 (加算・留保) 仮払税金減算 ①◎ 5,818,900 (減算・留保) 納税充当金支出事業税等 ①◎ 4,337,000 (減算・留保) 損金経理附帯税等 ①◎ 130,000 (加算・社外流出) 損金経理過怠税 ①◎ 50,000 (加算・社外流出) 役員給与の損金不算入額 ①◎ 25,000 (加算・社外流出) 損金経理罰金等 ①◎ 12,000 (加算・社外流出)	1. 納税充当金支出事業税等 $13,000,000 - 7,976,800 - 122,300 - 563,900 = 4,337,000$ 【9◎】

【資料 2】(1)及び(2)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
D 社株式加算 ①◎ 132,000 (加算・留保) 受取配当等の 益金不算入額 ①△ 6,435,000 (減算・社外流出) 外国子会社配当等の 益金不算入額 ①◎ 2,090,000 (減算・社外流出) 外国子会社配当等に係る外国源泉税等の損金不算入額 ①◎ 220,000 (加算・社外流出) 法人税額から控除される 所得税額 ①○ 2,235,479 (加算・社外流出)	[みなし配当] 1. 交付金銭等 18,000,000 2. 資本金等 $75,000,000 \times (100 \text{ 株} / 1,000 \text{ 株}) = 7,500,000$ 3. みなし配当 1. - 2. = <u>10,500,000 ①◎</u> [受取配当等の益金不算入額] 1. 配当等 (1) 完 全 800,000 (A 社) (2) その他 $600,000 \text{ (B 社)} + 150,000 \text{ (D 社)} + 10,500,000 \text{ (G 社)}$ $= 11,250,000 \text{ ①○}$ (3) 非支配 $(45,000 \text{ (C 社)} - *45,000) + 50,000 \text{ (F 社)}$ ※ <u>短株に該当する ①○</u> 2. 益金不算入 $800,000 + 11,250,000 \times 50\% + 50,000 \times 20\% = 6,435,000$ [外国子会社配当等の益金不算入額] $2,200,000 - 2,200,000 \times 5\% = 2,090,000$ [法人税額から控除される所得税額] 1. 株式・出資 (1) 原則法 $122,520 \times 1/6 (0.167) + 9,189 \times 1/12 (0.084) + 30,630 \times 7/12 (0.584) + 10,210 = 49,328 \text{ ①○}$ (2) 簡便法 $122,520 \times 1/2 (0.500) + 9,189 \times 1/2 (0.500) + 30,630 \times 1/2 (0.500) + 10,210 = 91,379$ (3) (1) < (2) ∴ 91,379 2. その他 $180,000 \times 100 \text{ 株} - 15,855,900 = 2,144,100$ 3. 1. + 2. = 2,235,479 [④◎、④○、①△]

【資料 2】(1)及び(2) (続き)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程

【資料 3】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
(H氏) 役員給与の損金不算入額 ①◎ 20,000,000 (加算・社外流出) (I氏) (J氏) 役員給与の損金不算入額 7,200,000 (加算・社外流出)	1. H氏 役員退職給与 : $50,000,000 - 30,000,000 = 20,000,000$ 2. I氏 ②○ 月額給与の変更は、H氏の急逝に伴う代表取締役社長への就任に伴うものであるため、<u>職制上の地位の変更 (臨時改定事由)</u>によりされた定期給与の額の改定に該当するため<u>定期同額給与に該当し</u>、また、<u>家賃負担は継続的な経済的利益の供与</u>に該当するため、こちらも<u>定期同額給与に該当する</u>。 ∴いずれも調整なし 3. J氏 (1) 賞与 株主総会等の決議をした日 (7/25) から 1 月を経過する日 (8/25) までに所轄税務署長への届出がないため、<u>事前確定届出給与の要件を満たさない</u>。 ∴ <u>1,200,000 ①×</u> (2) 土地の低額譲渡 $48,000,000 - 42,000,000 = 6,000,000$ ①◎ (3) (1)+(2)=7,200,000 [①◎、②○、①×

【資料3】(続き)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
(K氏) 役員給与の損金不算入額 1,000,000 (加算・社外流出)	4. K氏 令和6年1月以降からの減額改定は業績悪化改定事由によりされた定期給与の額の改定には該当しない。 $(500,000 - 300,000) \times 5 \text{月} = \underline{1,000,000}$ ①×
(L氏)	5. L氏 (臨時改定①〇、賞与①×) 月額給与の変更は、常務取締役への就任に伴うものであるため、 <u>職制上の地位の変更(臨時改定事由)</u> によりされた定期給与の額の改定に該当するため定期同額給与に該当し、また、令和5年12月支給分の賞与(450,000円)は、 <u>使用人が役員となった直後に支給される賞与等は使用人に対して支給した賞与の額として認められる。</u> ∴いずれも調整なし [①〇、②×]

【資料4】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
(建物M) 減価償却超過額 ①◎ 8,882,100 (加算・留保)	1. 建物M (1) 取得価額 $160,000,000 + 8,800,000 = 168,800,000$ (2) 限度 $(1) \times 0.033 \times 2/12 = 928,400$ (3) 超過 $(1,010,500 + 8,800,000) - (2) = 8,882,100$ 2. 建物N (平 10.3.31 以前取得 ∴旧定率法) (1) 限度 $(10,037,279 + 250,000) \times 0.059 = 606,949$ (2) 超過 $700,000 - (1) = 93,051$ 3. 構築物O (平 28.3.31 以前取得 ∴定率法) (1) 判定 ① 償却 $1,019,154 \times 0.133 = 135,547$ ② 保証 $4,000,000 \times 0.04565 = 182,600$ ③ ①<② ∴改定 (2) 限度 $1,220,450 \times 0.143 = 174,524$ (3) 超過 $200,000 - (2) = 25,476$
(建物N) 減価償却超過額 ①◎ 93,051 (加算・留保)	
(構築物O) 減価償却超過額 ①◎ 25,476 (加算・留保)	

[③◎]

【資料4】(続き)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・社外流出の別)	計 算 過 程
(機械装置P) 圧縮特別勘定積立金加算 ①◎ 8,000,000 (加算・留保) 圧縮特別勘定積立金 積立超過額認容 ①◎ 380,000 (減算・留保) 特別償却準備金減算 ①◎ 10,500,000 (減算・留保) 減価償却超過額 ①○ 402,032 (加算・留保) (機械装置Q) 減価償却超過額 ①◎ 1,617,292 (加算・留保) (器具備品R)	4. 機械装置P (1) 圧縮特別勘定積立金 $8,000,000 - 7,620,000 = 380,000$ (2) 圧縮記帳 ① 特別勘定 8,000,000 ② 通常 $7,620,000 \times (11,191,875 / 11,430,000) = 7,461,250$ ③ ① > ② $\therefore 7,461,250$ ④ $7,000,000 - ③ = \underline{\triangle 461,250}$ (切捨て) ①○ (3) 減価償却 ① 判定 イ 償却 $(11,191,875 - 7,000,000) \times 0.250 = 1,047,968$ ロ 保証 $(11,430,000 - 7,000,000 \times (11,430,000 / 11,191,875)) \times 0.07909 = 338,589$ ハ イ $\geq$ ロ $\therefore$ 通常 ② 超過 $1,450,000 - 1,047,968 = 402,032$ (4) 特別償却準備金 ① 限度 $36,430,000 \times 30\% = 10,929,000$ ② 超過 $10,500,000 - (1) = \underline{\triangle 429,000}$ (繰越) ①◎ 5. 機械装置Q (1) 取得価額 $35,000,000 + 1,430,000 = 36,430,000$ (2) 判定 ① 償却 $(1) \times 0.250 = 9,107,500$ ② 保証 $(1) \times 0.07909 = 2,881,428$ ③ ① $\geq$ ② $\therefore$ 通常 (3) 限度 $9,107,500 \times 7/12 = 5,312,708$ (4) 超過 $(5,500,000 + 1,430,000) - (3) = 1,617,292$ 6. 器具備品R (1) 判定 ①× 10台のうち7台は自社使用 $70,000 < 100,000 \therefore$ 調整なし 残りの3台は貸付用であるものの完全支配関係にあり、かつ、事業の運営管理を行っているA社に貸付け $\therefore$ 調整なし 【⑤◎、②○、①×】

【資料 4】（続き）

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
(器具備品 S) 減価償却超過額 ①× 1,361,720 (加算・留保) (器具備品 T) 一括償却資産損金算入 限度超過額 ①◎ 1,056,000 (加算・留保)	7. 器具備品 S (1) 判定 貸付目的 ∴通常償却 (2) 判定 ① 償却 $98,000 \times 0.333 = 32,634$ ② 保証額 $98,000 \times 0.09911 = 9,712$ ③ ① ≥ ② ∴通常 (3) 限度 $32,634 \times 11/12 = 29,914$ (4) 超過 $1,960,000 - (3) \times 20 \text{ 台} = 1,361,720$ 8. 器具備品 T (1) 判定 $198,000 < 200,000$ (2) 限度 $1,584,000 \times 12/36 = 528,000$ (3) 超過 $1,584,000 - (2) = 1,056,000$ [①◎、①×]

【資料 5】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
交際費等の 損金不算入額 ①◎ 336,600 (加算・社外流出)	(1) 支出 $9,190,000 - 190,000 - ※26,400 - 637,000 = 8,336,600$ ※ $26,400 \div 6 \text{ 人} = 4,400 \leq 5,000$ ∴少額飲食費 ①◎ (2) 飲食費 $2,386,000 \times 50\% = 1,193,000$ (3) 定額 $8,000,000 \times 12/12 = 8,000,000$ (4) (2) < (3) ∴8,000,000 (5) (1) - (4) = 336,600 [②◎]

